

死亡した野鳥を見つけたら、素手で触らないでください！

死亡した野鳥は、鳥インフルエンザ・ウイルスなどのさまざまな病原体をもっている可能性があります。見つけた場合は素手で触らず、発見場所を下記の問合せ先へご連絡ください。

万が一、死亡した野鳥などの野生動物を片付ける場合は、使い捨て手袋などを使用してください。鳥インフルエンザ・ウイルスは、感染した鳥との濃密な接触などの特殊な場合を除いて、通常では「人には感染しない」と考えられています。正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いします。詳しくは、埼玉県のホームページをご確認ください。

野鳥は、えさ不足、寒さ、窓ガラスや電線にぶつかるなど、病気以外の原因で死亡することがあり、死亡していても直ちに鳥インフルエンザ・ウイルスを疑う必要はありません。

野鳥などの野生動物の排泄物などに触れた場合について

日常生活において、野鳥などの野生動物の排泄物などに触れた場合は、十分な手洗い・うがいをすれば、過度に心配する必要はありません。また、野鳥の排泄物などが靴の裏や車両に付着することで、さまざまな病原体が他の地域へ運ばれることもありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。



埼玉県
ホームページ
QRコード

問合せ＝埼玉県北部環境管理事務所 企画調整担当 ☎048-523-2800
農林商工課 産業振興係 ☎76-5133

令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付金 (一括給付) のご案内

国では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組として、児童1人あたり10万円の子育て世帯への臨時特別給付金(一括給付)を支給します。

1. 支給対象児童

平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた18歳以下の児童

2. 支給対象者

次の①～④のいずれかに当てはまるかた

- ①美里町から令和3年9月分の児童手当を受給している児童手当受給者
- ②令和3年9月30日時点で高校生など(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)を養育している児童手当受給対象相当者
- ③令和3年9月1日から令和4年3月31日までの間に新たに生まれた児童分の児童手当受給者
- ④所属庁から令和3年9月分の児童手当を受給している美里町在住の公務員のかた

※所得制限があります。

3. 給付額

対象児童1人につき10万円

4. 申請手続

【支給対象者①のかた】

申請は不要です。12月27日に支給済みです。

【支給対象者②～④のかた】

申請が必要となります。申請書類を1月から順次送付しますので、必要事項を記入し、郵送または持参にて提出してください。

※②のかたのうち、児童手当受給対象児童と高校生などが同じ世帯の場合は、高校生などの分も含めて12月27日に支給済みのため、申請は不要です。
※仕事などの関係で、養育しているかたと児童が別居している場合は、必要な書類が異なることがありますので、詳細は下記担当までお問い合わせください。

5. 申請期限

令和4年3月31日(郵送必着)まで

〈参考〉児童手当の所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833万円3千円
1人	660万円	875万円6千円
2人	698万円	917万円8千円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002万円
5人	812万円	1,040万円

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

申請・問合せ＝福祉課 こども福祉係 ☎76-5132

美里町の昔ばなし

美里町文化財ガイドブック2

7 十条村の年貢米騒動

(北十条・南十条)

江戸時代末の天保十三年(一八四二)のことです。十条村では、米の大凶作にもかかわらず、地頭(領主)から年貢の大幅な増額が言い渡されました。困った十条村の農民たちは、名主松五郎を代表者として地頭に年貢減額を願い出しました。

しかし、地頭はその願いを受け付けず、その年の十一月には家来の上田鉄右衛門を名主宅に派遣して、年貢米渡しに請書を取りに行かせました。

名主宅に集まっていた農民たちと、上田鉄右衛門は押し問答となりました。怒った上田鉄右衛門が刀を抜いて脅したため、男衆に取り押さえられて、大黒柱に縛り付けられ



十条の田園風景

てしまいました。そのことを聞いた地頭は激怒し、咎めるために男衆を呼び出しました。が、恐怖におびえた男衆は、全員村から逃げ出してしまいました。

結局、名主の松五郎は過料(かひりょう)三貫文を払い、恐る恐る帰った者も、一同お叱りということとなりましたが、五年たっても帰らないものが五名ほどいたといわれています。

※1 年貢：領主が農民に課した租税。

※2 お叱り：江戸幕府における刑罰。名主など地域の顔役同席のうえ奉行・代官などから不法行為についてとがめられること。

※ガイドブックは美里町コミュニティセンターで無料配布(1人1冊まで)しています。